

廿日市市地域クラブ認定要件及び誓約事項（案）

区分	認定要件
団体属性等	<p>(1) 営利を主目的とした団体ではないこと。</p> <p>(2) 廿日市市内の小・中学校に在籍する児童・生徒が参加できる活動であること。(※)</p> <p>(3) 選抜等行わず参加を希望する児童・生徒を広く受け入れること。</p> <p>(4) 主な活動場所が、廿日市市内にあること。(活動場所への移動が生徒及びその保護者の過度な負担とならないよう努めること。活動場所について、各団体との利用調整に応じること。)</p> <p>(5) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主な目的としていない団体であること。</p> <p>(6) 団体のスタッフ全員が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員ではないこと。</p> <p>※ 小学校の児童のみを対象とした団体は除く。</p>
組織・運営体制	<p>(1) 責任者・指導者・会計・見守り担当者などを含めたスタッフ3名以上(※)で構成した団体であること。</p> <p>(2) 生徒及び保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すため、規約等を作成し、適切に運営すること。</p> <p>【規約等の内容の例…名称、所在地、目的・活動方針、活動(事業)内容、会員資格、定員、入退会手続等、会費、役員及び事務局(役職、選出方法と任期等)、会議(総会や運営委員会等)、会計(会計年度、資金管理等)】</p> <p>(3) 公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため関係者に対する情報開示を適切に行うこと。</p> <p>(4) 市が指定する研修を受講すること。</p> <p>(5) 安全確認、事故やトラブルを未然防止に努める団体であること。</p> <p>(6) 体罰・暴言・ハラスメントを決して行わない団体であること。</p> <p>※ 責任者は18歳以上(高校生は除く。)とする。</p>
リスク管理	<p>(1) 活動中の事故、トラブル等の管理責任並びに保護者や関係機関への緊急時の連絡体制を明確にしていること。</p> <p>(2) 団体のスタッフ及び参加者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。</p> <p>(3) 個人情報漏洩がないよう管理を徹底していること。</p>

<p>学校との連携</p>	<p>(1) 活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校と共有等を行うこと。</p> <p>(2) 生徒の活動状況、活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理していること。</p> <p>(3) 地域クラブへの入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ること。</p>
<p>指導者 (生徒を指導する場合の要件)</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 教員免許を有し、地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校における部活動の指導実績のある者</p> <p>(イ) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定するスポーツ指導者資格等の指導者資格を有する者</p> <p>(ウ) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動について、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校における部活動の指導実績のある者</p> <p>(エ) 市スポーツ協会又は市文化協会から推薦された者</p> <p>(オ) 地域クラブで指導する運動競技又は文化芸術活動の経験がある者</p> <p>(カ) その他市が認める者</p> <p>●次の(2)から(4)までについては、要件を全て満たしている者であること。</p> <p>(2) 前項の(ウ)から(オ)までに該当する場合は、市が定める研修会を修了した者(認定の申請をした日の属する年度中に当該研修会を修了予定である者を含む。)</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号又は学校教育法第9条各号に該当しない者</p> <p>(4) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項がない者</p>
<p>休養日・ 活動時間等</p>	<p>(1) 成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるよう、1週間当たり2日以上以上の休養日を設定し、週当たり11時間程度の範囲内とすること(大会直前練習、大会参加等によりこれによりがたいときは、休養日を別の週に振り分けるよう努めていること)。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。</p> <p>(2) 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)及び毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、中学校、保護者及び生徒に公表すること。</p>
<p>会費</p>	<p>(1) 地域の実情、競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。</p>

(注1)地方公務員法第16条・学校教育法第9条…欠格条項

区分	誓約事項
組織・運営体制	(1) 部活動地域移行(地域展開)に関する国のガイドライン、各運動競技団体や各文化芸術団体等が策定する方針等を遵守すること。
適切な安全確保	(1) 全ての関係者が、リスク管理において責務を負っていることを自覚し、生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
指導目的 (生徒を指導する場合の要件)	(1) 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動となるよう努めること。 (2) 退会を希望する生徒にクラブ継続を強要しないこと。
適切な指導	(1) 活動において指導や指導補助、見守り等を行う者が、暴力・暴言・ハラメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、当該行為を行わないとともに、参加生徒同士における当該行為も許さないこと。 (2) 日頃から指導に必要な知識及び技術の習得に努めること。
その他	(1) 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。 (2) 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。 (3) 学校部活動を行っている生徒にあつては、当該生徒の在籍校と情報共有のうえ、学校部活動と地域クラブ活動全体として、適切な休養日等の確保及び活動時間の設定に努めること。 (4) 公共施設を使用する場合は、禁酒・禁煙を遵守する。また、公共施設を所管する担当課としっかりと調整を行い、必要のない場所への立ち入りや器物破損等がないよう団体のスタッフ及び参加者に徹底させること。 (5) 団体スタッフに教職員が兼職兼業により勤務する場合は、市教育委員会や勤務する学校と連携して勤務時間等の全体管理を行うなど、適切な労務管理に努めること。

提出書類

- ① 廿日市市認定地域クラブ認定申請書
- ② 団体概要（活動方針、組織図等が記載されている資料）
- ③ 廿日市市認定地域クラブ活動指導者登録書（※指導者ごとに作成してください）
- ④ クラブ規約(会則)
- ⑤ 団体収支予算書(令和8年度のもの)
- ⑥ 廿日市市地域クラブ認定要件チェックリスト兼誓約書
- ⑦ その他(団体の活動状況がわかる資料)